

「第13回 都市農地保全自治体フォーラム宣言」

都市における農業・農地は、都市生活をより豊かにするものであり、これからの快適な都市生活に必要な不可欠なものです。

かつて都市計画法などにおいて、都市農地は宅地化予定地として位置付けられたことにより、東京都内にある都市農地は減少し続けています。こうした状況を解決するために、共通の課題を抱えた自治体が結束して都市農地保全推進自治体協議会を設立し、連携して都市農地の保全と都市農業の振興を目指す活動を進めてきました。その結果、平成27年、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が位置付けられた「都市農業振興基本法」が制定され、平成28年の同法に基づく「都市農業振興基本計画」の策定、平成29年の生産緑地法等の改正による下限面積等の緩和、平成30年9月の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定など、都市農地の保全を前進させる制度が大きく動いており、都市に農地を残すべきと示されました。

私たちは、新たな法制度を最大限に活かして都市農地の減少を食い止め、豊かさと潤いを実感できる都市環境を次世代に残すよう努めていく所存であります。さらに、これらの制度をより実効性のあるものにするため、財務省・農林水産省・国土交通省をはじめとする関係省庁の連携により、総合的、横断的な取り組みがなされるよう、今後も国に働きかけていきます。

練馬区においては、昨年、「世界都市農業サミット」を開催しました。サミットでは、歴史や文化の異なる世界の各都市においても、都市農業が普遍的な意義を持つことを確認できました。この成功を大きなバネとして、更なる都市農業の振興と都市農地の保全に取り組んでまいります。

私たち都市農地保全推進自治体協議会は、大都市東京の農地が、まさに重要な転換期である今、大都市東京の農地・農業の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言いたします。

令和2年2月2日

都市農地保全推進自治体協議会